

報告事項 4

小学校における教員間のハラスメント事案について

小学校における教員間のハラスメント事案について、以下のとおり報告する。

令和元年11月22日提出

東須磨小学校の正常化に向けた取組状況について

1. 児童の心の安定化

○スクールカウンセラーの常時配置

- ・児童がいつでも相談できる体制を継続中であり、相談は、保護者および教職員も対象としている。
- ・スクールカウンセラーによる授業中の見守り、声掛けなどのケアを行っており、当面、現状の体制を継続する。

○5年生・6年生の全児童を対象としたスクールカウンセラーによる個別面談

- ・個別面談により、継続的支援が必要としてスクリーニングされた児童については、カウンセラーの教室巡回で重点的に声かけをし、必要に応じ面談を行っている。

○全学年の個別懇談

- ・11月14日から11月18日にかけて、各クラスの担任が保護者と個別懇談を行い、音楽会終了時までの学びの様子や今後の課題を把握しており、今後の指導に活かしていく。

2. 授業運営のサポート

○専門指導員の配置による複数指導体制

- ・担任が交代した4クラスについては、新担任による指導を円滑に行うため、事務局から現場経験の豊富な係長級職員を専門指導員として派遣し、常時、複数指導を行っている。
- ・今後、比較的落ち着いている1年生から、個別指導が必要とされる6年生に指導の重点を移していく。

○「学ぶ力・生きる力向上支援員」の拡充配置による学習支援の強化（12月予定）

- ・当該校における「学ぶ力・生きる力向上支援員」の配置時間を拡充し、授業中から放課後に至る学習支援の強化を行う
- ・特に6年生の算数科で少人数複数指導を行い、一人一人の能力や課題に応じたきめ細やかな指導を行う。